

交 監 第 3 0 号  
平成 2 6 年 6 月 2 4 日



請求人 様

交野市監査委員 小 串 弘 明

交野市監査委員 野 口 陽 輔

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 2 6 年 4 月 3 0 日付けで、請求人から提出された、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

## 第1 本件の請求

### 1 請求の内容

別紙1記載のとおり

### 2 請求書の受理

本請求書は、平成26年4月30日に提出され、同年5月16日付けで受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件請求に係る市交際費80,770円の支出は、違法・不当な公金の支出にあたるか。

### 2 監査内容

#### (1) 監査対象部局に対する調査

##### (ア) 監査対象部局

総務部 行政経営室

##### (イ) 監査対象部局からの提出書類

平成26年5月21日付けの答弁書及び監査に必要な下記の関係書類の提出を受けた。

#### 記

- ① 平成25年度市交際費にかかる支出負担行為伺兼支出命令書（写し）
- ② 交野市交際費支出基準内部規程
- ③ 例規集（大阪府市町村職員共済組合）第1章から第3章抜粋（写し）

##### (ウ) 監査対象部局からの事情聴取

###### ① 関係職員からの聴取

平成26年5月30日（金）に関係職員から聴取を行った。

###### ② 聴取した者

総務部付部長、行政経営室長、行政経営室課長、行政経営室課長代理

###### ③ 説明の概要

- (i) 交野市においては、交野市交際費支出基準内部規程を設けている。
- (ii) 市長は、大阪府市町村職員共済組合の理事長という立場であり、組合会終了後に開催された意見交換会については、他の自治体の首長や他の自治体からの職員が役員等に就任していることから、そのような方々も多数出席されており、組合会内部の話だけというわけではなく広く行政全般にわ

たる話もされていることから、交野市の事務遂行を行う上で円滑な友好と信頼関係の増進を図るためのものであると認識している。

- (iii) 交際費の支出については、秘書担当として可能な限り正当債権者から領収書を徴するようにしている。しかし、中には領収書を徴することができない場合があり、その場合は、「正当債権者から領収書を徴することができにくい場合は、その相手先または金額等を明らかにすることによって処理することもやむを得ない」という自治省（現総務省）の指導通知（昭和40年5月26日通知）に基づき処理している。
- (iv) 財産区議会については、地方自治法第296条第3項で「財産区議会又は総会に関しては、第二編中町村の議会に関する規定を準用する。」という規定があり、財産区についても市議会議員と同等であるとは認識している。また、財産区は所有する財産の処分、管理等を行う特別地方公共団体であるので本市の事務と密接に関連している。
- (v) 本市における交際費については、平成11年に「市長交際費」を廃止し、「市交際費」に変更を行ったという点については、一般会計の予算書において平成10年度の予算書では「市長交際費」並びに「市交際費」という項目があるが、平成11年度の予算書では「市交際費」のみとなっており廃止されたという認識をしている。また、交際費について府下33市の状況は、交際費自体がない市が2市、「市長交際費」としてある市は6市、それ以外の25市が「市交際費」としている。なお、「市長交際費」と「市交際費」の区分の定義は明確ではないが、本市では「市交際費」としての支出は団体の長として、市の代表として支払う部分について市の交際費と認識している。
- (vi) 領収書の徴取については、交際費を支出する上で基本的には領収書を徴取するべきという考えを持っているが、実態としては徴取できない所もあり、交際費を支出する際には領収書を徴取できるかどうかの確認は毎回行っている。
- (vii) 各地区主催の夏祭りなどに対し、各地区との友好、信頼関係の維持増進のためビール券を5枚ずつ渡しているが、お祝いとしてなぜビール券で、5枚ずつかという点については記録が残っておらず確認できない。記録が残っている限りでは、平成11年の夏から各地区に渡しているが、それ以前から渡していた可能性も考えられる。当時は一地区につき10枚ずつ渡しており、現市長が就任してからは金額の見直しがされ、平成15年の夏からは5枚ずつとなっている。また、ビール券については交野市内のほとんどの地区から夏祭り等の招待を受けており、祭り等の会場において、来賓の受付でのし封筒に「交野市」と記載し、手渡しでお祝いとして渡している。
- (viii) ビール券については、6月28日と8月5日に合計95枚購入しているが、各地区に渡した総数は80枚となっている。残数については一地区5枚として3地区分あるが、昨今交野市内の各地区では市民活動が活発化し

ており、新たな祭り等の招待を受ける可能性があったため予備的に15枚保管している。保管については、秘書課長が管理しており、鍵についても秘書課長が管理し、他の者が取り出せない形となっている。

(ix) 大阪府市町村職員共済組合の会議、意見交換会への出席については、地方公務員等共済組合法において、組合会の中で各市長の選挙により議員を決め、決められた議員が選挙で理事を決め、理事の中から選挙で理事長を決めるという形になっており市長が理事長に選任されたため出席している。

## (2) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年5月16日付で証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対して、請求人からの陳述の申出及び新たな証拠の提出はなかった。

## 第3 監査結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

以下、その判断理由について述べる。

### 1. 事実関係の確認

監査の結果、次の事項について確認した。

#### (1) 交際費について

交野市では、平成11年に「市長交際費」を廃止し、「市交際費」に変更を行った。

#### (2) 大阪府市町村職員共済組合について

大阪府市町村職員共済組合とは、大阪府の全市町村の職員を組合員として、長期給付事業、短期給付事業、保健事業及び福祉事業の4事業を行っており、その業務を遂行するため、地方公務員等共済組合法に定める、組合会（同法9条）、理事長・理事（同法第11条）、監事（同法第11条）の3つの機関が設けられており、府下の各市町村長及び市長村長以外の組合員がそれに当たっている。市長は、平成20年12月1日から平成22年11月30日までの間は同組合理事に、平成24年12月1日からは平成26年11月30日までの任期で同組合理事長に就任している。

#### (3) 平成25年度のビール券使用の内訳について

本件請求に係るビール券の使用の状況は以下のとおりである。

年 月 日	渡 し 先	枚 数	累計枚数
7月6日（土）	逢合橋七夕まつり	5	5
7月13日（土）	第38回南星台地区夏まつり	5	10
7月14日（日）	妙見坂地区夏まつり	5	15
7月23日（火）	星田妙見夏まつり	5	20
7月28日（日）	梅が枝住宅自治会夏まつり	5	25

8月1日(木)	交野中央商店会夏まつり(盆おどり)	5	30
8月10日(土)	私市夏まつり(盆おどり)	5	35
8月17日(土)	松塚区民まつり	5	40
8月17日(土)	星田山手盆踊り・夏まつり	5	45
8月17日(土)	妙見東夏まつり	5	50
8月17日(土)	藤が尾サマーフェスタ(盆踊り)	5	55
8月18日(日)	私部盆踊り大会	5	60
8月18日(日)	郡津区民まつり	5	65
8月24日(土)	私市山手・青葉台合同盆踊り	5	70
8月24日(土)	星田サマーフェスティバル	5	75
10月20日(日)	星田西コモンシティフェスティバル	5	80
合 計		80	

## 2 監査委員の判断

### 1. 交際費について

交際費は、地方自治法（以下、「法」という。）第232条第1項の「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」という規定に基づく経費であり、法施行規則第15条第2項別記で定める歳出予算に係る節区分の「交際費」から支出する経費である。

交際費の意義は、行政実例により、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。」と解釈されている。

交際費の許容性についての判例としては、平成元年9月5日の最高裁判所判決で、「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するものとして、許容されるものというべきである」と示され、また、平成18年12月1日の最高裁判所判決で、「普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法第1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。」と判示されており、また、同判決の原審である東京高等裁判所判決（平成

14年12月24日)では、「交際費とは、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長又はその他の執行機関が、行政執行上、あるいは当該団体の利益の為に当該団体を代表し外部とその交渉をするために要する経費であり、その中には特定の事務の円滑、適正な遂行を図ることを目的とするのではなく、交際それ自体、すなわち、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体が目的であるものも含まれる。そして、その外部には、市議会関係も含まれると考えられる・・(中略)・・次に、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体が目的である場合には、関係者に対する儀礼を尽くすために必要な最小限度の範囲内において許容されたものであるから、儀礼を尽くす契機となった行事や出来事自体に公務性や行政上の有益性があることが要求されるものではなく、儀礼的行為を行うことによって行政の円滑な運営を図ることができるという公益に資するものであれば足りるというべきである。」と判示されている。

以上の判断基準等に基づき、以下、本件措置請求について検討する。

## 2. 大阪府市町村職員共済組合意見交換会会費としての交際費の支払いについて

大阪府市町村職員共済組合は、地方公務員等共済組合法(以下、「共済組合法」という。)に基づいて設置された組合であり、大阪府下の全市町村の職員を組合員として、長期給付事業、短期給付事業、保健事業及び福祉事業を行っており、業務遂行のため、共済組合法に基づき、組合会(同法第9条)並びに役員として理事長、理事及び監事(同法第11条)が置かれている。組合会は、20人の議員をもって組織されており、ここでの議員は、市町村長及び市町村長以外の組合員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙するとされている。また、理事は、左記選挙で選ばれた議員である市町村長及び市町村長以外の議員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙するものとされており、理事長は、左記選挙で選ばれた市町村長である理事のうちから、理事が選挙するものとされている。このように、大阪府市町村職員共済組合は市町村とは別の法人・団体であるが、組合会の議員並びに役員である理事、理事長及び監事に市町村長が制度上就任することになっており、両団体は極めて密接な関係を有するものといえる。

請求人が述べている意見交換会は、平成25年6月19日(水)に、大阪府市町村職員共済組合会館であるシティプラザ大阪で、第35回会館運営委員会及び第143回組合会が開催された後、引き続き当該意見交換会が開催されており、その会費として市交際費から3千円が支出され、大阪府市町村職員共済組合に支払われている。請求人はこの市交際費からの支出を違法不当な支出と述べているが、交野市長は共済組合法に定める上記手続きを経て大阪府市町村職員共済組合理事長に選任・就任されており、交野市長として当共済組合が開催する当該意見交換会を含め会議等に出席することは、共済組合法に基づく義務ともいえるべきものであり、市の行政執行・公務の一環であると考えられる。また、その出席に当たり必要な会費を当共済組合に対して市交際費から支出することは、当該公務に随伴するものであり、かつ、交際費の支出額は3千円の支出であることから、社会通念上相当の範囲内と認められる。以上から、当該支出は違法不当な支出ではないと判断する。

### 3. 私部財産区議会懇談会参加費としての交際費の支払いについて

財産区は、市町村の区域の一部で財産を有する特別地方公共団体であり、その所有する財産の管理、処分等を行う権能を有し、交野市財産区議会設置条例により議決機関として財産区議会を設けている。

請求人は、特別職公務員の財産区議会議員との飲食に係る市交際費の支出を違法不当な支出と述べているが、財産区は市町村とは別法人であり、上記平成14年12月24日の東京高等裁判所判決が市議会議員に「外部性」を認めていることから、財産区議会議員についても同様に、地方自治法で財産区議会については、第二編中町村の議会に関する規定を準用する規定があるので「外部性」が認められると考えられ、交際費に係る交際対象足り得ること、また、財産区は市町村の区域の一部で財産を有する団体であり、かつ、財産区は所有する財産の処分、管理等を行うことで市町村の事務と密接に関連性を有していることから、財産区議会議員と懇談会において懇親を図ることは、地方公共団体の広く担うべき役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、交際費の支出金額は5千円であり社会通念上相当の範囲内であると認められる。以上から、当該支出は違法不当な支出ではないと判断する。

なお、請求人が領収書のない杜撰な事務処理と指摘する点については、自治省（現総務省）指導通知により、「交際費といえども正当債権者の領収書を受けておくことが建前であるが、ただ、その経費の性質にかんがみ、社会通念上相手方から領収書を徴することができにくいものは、支出額、相手方等の収支の経理を明らかにする方法によることも、やむをえないものである」旨示され、また、交野市財務規則第39条の3で「債権者に請求書及び領収書を提出させることが困難な場合は、支払証明書をもってこれに代えることができる」と規定されており、本事案においては支払証明書が法令に基づき添付されていることから、請求人の指摘には理由がない。

### 4. 交野市内各地区夏まつり等お祝いとしての交際費の支払いについて

請求人は平成25年6月28日と同年8月5日の交際費の支払いについて、領収書に必要な「いつ・どこで・誰に・いくら」を記載しないという明白な瑕疵が認められる旨述べているが、確かに措置請求書に添付されている事実を証する書面の各領収書には6月28日分には「但書き」部分が、8月5日分には「日付」、「宛先」、「金額」が写っていないが、領収書本体を確認したところ、6月28日分には「但書き ビール券」の記載があり、8月5日分には「日付 平成25年8月5日」、「宛先 秘書課」、「金額 ¥26,810」の記載があり、それぞれ領収書の要件は満たされている。

請求人の陳述がないことから意図は定かではないが、仮に請求人が交際費の支出において、領収書に交際の相手方、ここではビール券の配布相手等を記載する必要があると述べているのであれば、それは認識違いであり、交際費といえども他の費目の一

般経費と同様に「支出は債権者のためでなければ、これを行うことができない。」とする地方自治法第232条の5第1項の規定の適用を受け、その正当債権者は交際費消費の際の支払の相手方であって、その交際する者ではないから、支払の相手方の領収書を徴し、その相手方に支払われるのが原則となる。本事案については、正当債権者は「XXXXXXXXXX」であり、その方から領収書を徴していることから、交際費の支出手続きに違法性、不当性はない。

また、請求人は、ビール券を交際費にて購入し、選挙区内で贈答する行為は政治家による選挙区内での寄附を禁じた公職選挙法（以下、「公選法」という。）の規定に抵触する可能性が高い旨述べているが、本件の各地区に渡されたビール券は、市交際費で購入し、「交野市」として各地区に渡していることが認められることから、公職の候補者等の寄附を禁じた公選法第199条の2の規定には該当しないと解する。また、公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止規定である公選法第199条の3においても、行政実例で、「県が知事名で記念品を贈ることは、よいか。」という問いに対して、「地方公共団体は、法第199条の3にいう会社その他の法人又は団体に含まれないので違法ではないが、知事の氏名を表示することは、法第199条の3の立法趣旨にかんがみ差し控えられたい。」と回答が示されていることから、各地区に渡したのものには、市長名の表示はなく「交野市」名で渡されていることから、公選法第199条の3の規定の適用はないものと解する。

また、本件交際費の支出については、前述の確認された事実関係により、主に7月、8月に市内各地で開催された各地区主催の夏祭り等に対し、それぞれにビール券5枚（金額にして3,830円相当）を地元地区に渡していることが認められる。交野市においてこれらの地区は、広報、防災、清掃等において公共的な活動の一端を担われ、自主的な公共的活動を展開するとともに、近年では、市民との協働のまちづくりを進める上では、その協力関係が不可欠となっている団体である。このような団体に対し、上記儀礼としての交際を行うことは、行政の円滑な運営を図ることができるという公益に資するものであると考えられ、地方公共団体の広く担うべき役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、交際費の1団体当たりの支出金額は3,830円相当であり、社会通念上相当の範囲内であると認められる。以上から、当該交際費の支出は違法不当な支出ではないと判断する。

## 5. 結論

以上から、本件請求に係る請求人の主張には理由がないので、請求人の請求を棄却する。

なお、平成15年4月に「交野市交際費支出基準内部規程」を設けていることを申し添える。

## 6. 意見

次のとおり意見を付す。

- ・交際費に係る領収書の取扱いについては、上記3.に示したとおりであるが、交



際費についても正当債権者の領収書を受けることが原則であることから、相手方から領収書を徴することが困難な事案であっても、出来得る限り領収書を徴する方策等を今後検討されたい。

- 各地区へのビール券配布を使用内訳表で管理されているのが認められるが、受入枚数の記載がされていないので、今後、受払簿による適切な管理をされたい。

## 1 請求の要旨

交野市長である中田仁公氏（以下「中田氏」という）は、平成25年6月19日に、大阪府市町村職員共済組合理事長として参加した同組合意見交換会の会費3,000円を交野市民の税金である市長交際費を使用して支払い、同組合役職員と飲食をしている。また、同年6月28日と8月5日には、政治家による選挙区内での寄付を禁じた公職選挙法の規定に抵触する可能性を有するにもかかわらず、交野市内のお祭り等で不特定多数の有権者に贈答を目的としてビール券を配り歩くため、市長交際費合計72,770円を使用して『ビール 共通券』（平成26年3月まで販売。以下「ビール券」と言う：別添資料6）を購入している。さらに、平成26年2月28日には、特別職公務員にあたる財産区議会議員との飲食費5,000円を市長交際費から支出している。

通常、公務員間における懇親を目的とした飲食のための市長交際費の支出や「いつ・どこで・誰に・いくら」使用したかすら不明なビール券への市長交際費の支出は、社会通念上相当な範囲を超えた支出であると認識されるべきものであり、それらに要した市長交際費は、市民の代表として市政を執行する市長の行為として許されるはずがなく、交野市としては不要であるのみならず違法不当な支出であって、交野市民として決して看過できるものではない。

よって、中田氏に対し、社会通念上相当な範囲を超えて違法不当に支出された市長交際費80,770円の返還を求める等の必要な措置並びに今後の違法不当な支出を未然に防止するための措置を講ずるよう勧告することを求める。

なお、大阪府では、府民の誤解を招かないよう平成20年3月に知事交際費を廃止しており、また、種々の理由から、寝屋川市、吹田市や大阪市（特別職全般）をはじめとする大阪府内の他市においても市長交際費が廃止されているところ、交野市では、市長交際費の支出の適正性や透明性を担保する規程等すら存在しない状況にある。

## 2 請求の原因

### (1)市長交際費の社会通念上相当な範囲を超える支出の詳細

#### ①『交際費の支払いについて（伺）【平成25年6月18日】』（別添資料1） について

『交際費の支払いについて（伺）【平成25年6月18日】』（別添資料1）によると、大阪府市町村職員共済組合意見交換会費として市長交際費から3,000円を支出し、中田氏は同組合役職員とシティプラザ大阪～HOTEL & SPA～（大阪府中央区本町橋2-31）で飲食をしている。

しかし、『交際費の支払いについて（伺）【平成25年6月18日】』の支払先が「大阪府市町村職員共済組合理事長中田仁公」となっていることから明らかなように、中田氏は同組合理事長の立場で意見交換会に参加しているのであり、同会は同組合内部の会合である。このように、共済組合の役職員が参加する実質的には懇親会と推察される意見交換会に対し、交野市の市長交際費から会費を支出することは、共済組合内部の会合に交野市が費用を支払っていることになるのであり、市長交際費3,000円の支出は社会通念上相当な範囲を超えた違法不当な支出である。

#### ②『交際費の支払いについて（伺）【平成26年2月27日】』（別添資料2） について

『交際費の支払いについて（伺）【平成26年2月27日】』（別添資料2）によると、財産区議会議員と「懇談会参加費」という名目で飲食をしていることが確認できる（しかしながら、その支出に対する領収書が存在せず、金銭の授受の存否は不明である。）。

地方自治法第296条3項において「財産区の議会又は総会に関しては、第二編中町村の議会に関する規定を準用する。」と規定されており、その構成員である財産区議会議員は、特別職の公務員である地方議会議員と同等の存在であると解される。

このような公務員との飲食への市長交際費の使用は『西東京官官接待公金支出損害賠償事件』のように、司法によって「違法である」と断じられている例もあり、また、住民監査請求から違法性を認識し、事前に市長交際費を返金している例もある（『栃木市住民監査請求について』：別添資料3）。

本件のような公務員との飲食に対する市長交際費の支出は、社会通念上相当な範囲を超えた違法不当な公金の支出であり交野市民の税金が使用されることなど決して許されてはならない。

- ③『交際費の支払いについて(伺)【平成25年6月26日】』(別添資料4)及び『交際費の支払いについて(伺)【平成25年8月2日】』(別添資料5)について

『交際費の支払いについて(伺)【平成25年8月2日】』(別添資料5)によると、ビール券を35枚、合計26,810円分購入していることが確認できる。

また、『交際費の支払いについて(伺)【平成25年6月26日】』(別添資料4)によれば、45,960円分の商品購入が確認できるものの「但」部分を空欄にするなど極めて杜撰な事務処理が行われていることから、その支出内容は不明である。しかし、その支払先及び支払目的が『交際費の支払いについて(伺)【平成25年8月2日】』と同様であること、ビール券を60枚購入すると、その合計額は45,960円となり、金額が完全に一致することからすれば、この支出についてもビール券を購入したと推察するのが合理的である。

ビール券の贈答先は、『交際費の支払いについて(伺)』によれば、「交野市内各地区夏まつり等お祝い」とのことであり、中田氏の選挙区である交野市内で、その住民に対して贈られていることになる。このように、有価証券であるビール券を市長交際費にて購入し、選挙区内で贈答する行為については、政治家による選挙区内での寄付を禁じた公職選挙法の規定に抵触する可能性が高い旨、大阪府選挙管理委員会にも確認している。公職選挙法に抵触する可能性が高い有価証券の贈答を目的とする支出に市長交際費を用いることは、一般に、交野市が中田氏の公職選挙法違反と疑われる行為を助長しているといえられかねないことでもあり、到底、許されるものではない。

また、ビール券のように換金性の高い有価証券について、贈答先を明確にすることなく安易に市長交際費としての支払いを認めると、購入後のビール券の用途を検証することが困難となり、不正の温床となることは明らかである。仮に、中田氏がビール券の贈答先を明確に説明できないということであれば、公金の使い方としては極めて不適切であると言わざるを得ず、中田氏が横領したとの批判も免れないところである。

このように、ビール券の購入に使用された市長交際費合計72,770円については、交野市内の住民に対して贈答されたということからして、公職選挙法の規定に抵触する可能性が高く、社会通念上相当な範囲を超えた違法 不当な支出であることは明らかである。監査委員においては、ビール券の贈答先を確認頂くとともに、ビール券の贈答に関し司法より「違法である」と断じられている『大東市議会陣中見舞公金支出損害賠償事件』及び前掲『西 東京官官接待公金支出損害賠償事件』なども踏まえ、適切な監査を期待する ものである。

## (2)結論

上述した市長交際費の違法不当な使用は、社会通念上相当な範囲を超える支出であり、これらに関係して支出した一切の経費は、交野市にとっては不要な支出であって、損害以外のなにものでもない。

また、『交際費の支払いについて（伺）【平成25年6月26日】』及び『交際費の支払いについて（伺）【平成25年8月2日】』について、領収書に必要な「いつ・どこで・誰に・いくら」を記載しないという明白な瑕疵が認められる。このことは、公金の支出において、通常では理解できないほどの杜撰な事務処理であり、意図的にビール券の使用内容を分からないようにしていることの証左であり、極めて悪質な行為である。

重ねて『交際費の支払いについて（伺）【平成26年2月27日】』のように、領収書すらないケースも常態化している。そもそも支出事実の存否さえも不明であることから、横領や私的流用を疑われてもしかたのない極めて杜撰な事務処理と言わざるを得ない。いやしくも市長たる者、そのような疑義を惹起せしめる行為は、襟を正し、厳に慎むべきである。

叙上のように、交野市の税金を私的に利用する行為は、まさに市長の立場を悪用した中田氏による『市政の私物化』以外のなにものでもなく、交野市民として絶対に看過できるものではない。

よって、交野市監査委員が、市長に対し、違法不当な支出にかかる市長交際費合計80,770円の不当利得の返還並びに市の被った損害の賠償を求める等の必要な措置をとることを勧告し、加えて『交際費の支払いについて（伺）【平成25年6月26日】』及び『交際費の支払いについて（伺）【平成25年8月2日】』の詳細を開示するよう勧告することを求め、さらには、

『交際費の支払いについて(伺)』に領収書を添付することの必須化を求め、本請求に及ぶ次第である。

なお、本請求において列挙した案件は一例であり、情報公開請求により入手した資料から、中田氏の市長交際費の私的な目的外利用は、常態化しているとの確信を得ている。交野市において、市長交際費に係る規程又は基準等が存在しないことも、本請求に挙げるような事態を招いている一因であると思われることから、市長交際費に係る適正性及び透明性を担保し得る措置も、あわせて求めるものである。

以上

〔請求の要旨に添付された事実を証する書面〕

1. 交際費の支払いについて（伺）【平成25年6月18日】
2. 交際費の支払いについて（伺）【平成26年2月27日】
3. 栃木市住民監査請求について
4. 交際費の支払いについて（伺）【平成25年6月26日】
5. 交際費の支払いについて（伺）【平成25年8月2日】
6. ビール共通券（見本・平成26年3月まで販売）

以上

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成26年4月28日

住所

職業

氏名

交野市監査委員宛